令和3年5月28日

第 5 回

須崎市農業委員会総会 議事録

- 1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室1・2
- 2. 開会日時 令和3年5月28日(金) 午後2時
- 3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡職務代理者 鍋島委員 堅田委員 中村委員 山口委員 谷脇(裕)委員 古谷委員
 - (推進委員8名) 森田委員 宮田委員 谷脇(督)委員 森光委員 三本委員 高橋委員 谷本委員 坂本委員
- 4. 欠席委員 (なし)
- 5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長 森本主幹
- 6. 議事 議案第1号 非農地証明願について 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
- 7. その他 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

開会宣言 国広局長

只今から、令和3年第5回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 それでは、会長よろしくお願いします。

議 長 中西会長

第5回となっていますが、新しいメンバーになって初めての総会となります。皆さんの 協力をいただきながら進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

日程第1に、議席番号の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 国広局長

職務代理者は谷岡委員で、議席番号15番になっていますので、堅田委員から五十音順 にくじ引きをお願いします。

(くじ引き)

事務局 国広局長

中村委員が1番、2番宮田委員、3番高橋委員、4番鍋島委員、5番三本委員、6番坂本委員、7番古谷委員、8番山口委員、9番森田委員、10番堅田委員、11番谷本委員、12番谷脇(裕)委員、13番谷脇(督)委員、14番森光委員。以上となります。

議 長 中西会長

それでは日程第2の議事録署名委員の選任についてですが、これまでは連番で署名をしていました。問題がなければこれまでと同じ選任方法でよろいしでしょうか。

意 見 農業委員(異議なし)多数。

議事録署名 中西会長

ありがとうございます。それでは、本日の議事録署名人は1番 中村委員、2番 宮田 委員よろしくお願いいたします。

議 長 中西会長

それでは、日程第3の議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

議案説明 国広局長

【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】

意 見 中西会長

私と市川(孝)元委員が確認をしており、問題がないと判断しました。

補足説明 国広局長

事務局より補足になります。この案件は3月に5条転用で出ていた分になります。県より違反転用の指摘があり、一旦取り下げになっています。取り下げたうえで、進入路や倉庫を建てている部分を非農地証明で地目を変更してから、新たに5条申請をするということです。

議 長 中西会長

このことについて、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

審 議 中西会長

特にないようですので、議案第1号 非農地証明願いについて は、証明書を交付することと決定いたしますが構いませんか。

採 決 農業委員(異議なし)多数。

議 長 中西会長

特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題 といたします。事務局より説明をお願いします。

議案説明 国広局長

【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】

補足説明 竹下次長

補足説明になります。番号1についてですが、令和3年5月31日で使用貸借の期間が満了するため、引き続き使用貸借を行う為の再設定になります。この使用貸借については、農業者年金の経営移譲の為、親子間での使用貸借を行っています。経営内容については今まで通り変わりありません。借受人は○○歳、申請地は浦ノ内西分、田8筆、畑8筆の16筆、合計5,957㎡になります。水稲、野菜、果樹を作付けしており、同じ世帯の家族間での使用貸借になるため経営面積は5,957㎡から変更はありません。経営農地は全て管理されています。トラクターや田植え機を保有しており、農作業歴は27年、農作

業には借受人本人が従事しています。繁忙期にはアルバイト2名を雇用するとのことです。年間300日程度農作業を行っています。経営面積も3,000㎡を超えています。周辺農地の影響につきましても、特に変更がないため問題はないと考えております。農地法第3条の許可要件である、効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、隣地との調和要件について特に問題ないと考えております。

議 長 中西会長

関係委員の意見をお願いします。

意 見 8番 山口委員

息子が農業しており、田では、米を植えています。畑は草が生えている所もありましたが、草を刈って農地として使っているとのことなので問題ないと判断します。

審 議 中西会長

他にご質問やご異議があればお願いいたします。ご意見が無いようでしたら許可することとしますが、ご異議はないでしょうか。

採 決 農業委員(異議なし)多数

議 長 中西会長

特にご異議ないようですので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議 について は、許可することに決定いたします。

それでは議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について を議題に します。事務局より説明をお願いします。

議案説明 | 国広局長

【議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】

補足説明

補足説明します。申請地はその他の農地第2種農地となります。転用目的は、令和元年 12月死亡の父を納骨するために納骨堂を新設するものです。現墓地は申請地北側の山中 約40m先にありますが、山道は狭く危険であり、公営墓地も自宅近くにない。今後の供 養及び管理の事を考えると最も墓参しやすい適地は申請地しかなく、やむを得ない物と認 められます。資力及び信用についてです。納骨堂の建築費○○万円、整地費○○万円は自 己資金で整備する計画であり、資力及び信用は問題ないものと判断します。申請に係る用 途に遅滞なく供する事についての確実性は、工期は転用許可日から令和3年9月30日と なっており、確実性については問題ないものと判断します。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは、墓地埋葬法による許可申請済み。同日付で許可見込みであり、特に問題は認められません。計画面積の妥当性は、所用面積 7.20㎡は事業計画書土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は申請地の周囲の自己所有地で自然浸透、余水は東側の市管理の水路へ排水。管理課である、市建設課担当に確認し、承諾済みです。周辺農地の同意も得ており問題ないものと判断します。納骨堂への進入路は南側市道より、市管理の法定外公共物の農道である赤線部分を通り、字○○○○番を経由。耕作者よりの通行承諾書をもらっています。その後自己所有地の耕作道を通り、進入となります。

議 長 中西会長

皆さんの方から何か質問等ありませんか。

意 見 6番 坂本委員

現地確認してきましたが、図面通りで間違いなく、問題ないと判断します。

審 議 中西会長

問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。

採 決 農業委員(異議なし)多数

議 長 中西会長

特にご異議ないようなので、それぞれ許可を取っており、周辺農地の同意書もあるという事で特に問題はないと判断し、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について は、農地法第4条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。

議 長 中西会長

以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。

その他 国広局長

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

指針について、委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うことになっていることを説明。現状について説明を行い、今回は見直しを行わないことを提案し、承認を受ける。また、令和5年度の目標達成に向けて、指針に基づいて活動していくことを確認した。 農業者年金加入推進について、推進部長、副部長の決定 須崎市農業を考える会について

竹下次長

年間スケジュールについて

農業新聞について

互助会について

活動記録簿及び農地利用最適化交付金について

閉会宣言 中西会長

その他、何かございませんか。

ないようでしたら、以上で第5回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 2時56分

その真正なることを証して署名する。

議 長

1 番

2 番